○関東地方整備局告示第三百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

その関係図面は、平成二十二年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
二十号	塩尻市大字塩尻町字池ノ入一一〇六番一九から同市大字塩尻町字池ノ入一二〇三番四まで

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年九月二十二日

○関東地方整備局告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局長野国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　十八号　長野県長野市東和田地先から長野県長野市青木島町大塚地先まで

一般国道　十九号　長野県長野市青木島町大塚地先から長野県長野市篠ノ井山布施地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　グローバルアクセス株式会社　代表取締役社長　齊藤　秀久

住　所　東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道十八号、十九号ＢＰ道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道十八号、十九号ＢＰ道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十二年八月十二日から当該協定の存続する日まで

○関東地方整備局告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　五十一号　千葉県印旛郡酒々井町上岩橋一一三〇地先から千葉県成田市大栄町松子三六六地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　株式会社広域高速ネット二九六　代表取締役社長　佐藤　伸五

住　所　千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目一番一　Ｓ－二〇四号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道五十一号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道五十一号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十二年七月二十三日から当該協定の存続する日まで

○中国地方整備局告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十二日　中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　防府都市計画道路事業三・四・二六　戎町迫戸線

三　事業施行期間　自平成二十二年九月二十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山口県防府市戎町二丁目及び宮市町地内

使用の部分　なし

○大阪府公安委員会告示第九十八号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十二日　大阪府公安委員会委員長　栗原　宏武

指定暴力団

平成二十年五月二十二日大阪府公安委員会告示第六十三号に係る指定番号六二〇八－一の指定暴力団

変更前

一　名称　七代目酒梅組

二　代表する者に代わるべき者の氏名　南　與一

変更後

一　名称　八代目酒梅組

二　代表する者の氏名　南　與一

国会事項

衆議院

常任委員長辞任

九月十七日議長において、次の各常任委員長の辞任を許可した。

財務金融委員長　海江田万里

国家基本政策委員長　大畠　章宏

予算委員長　鹿野　道彦

訂正

五月十八日付国会事項欄衆議院の部、議案提出の項六行及び八行中「小沢一郎外六名」を「小沢一郎外五名」に、それぞれ九月十七日訂正する。

参議院

常任委員長辞任

九月十七日議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

厚生労働委員長　柳田　稔

弔詞

九月四日逝去された元議員多田省吾君に対し、同月十七日次の弔詞をささげた。

参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされ　特に院議をもって永年の功労を表彰せられ　さきに法務委員長　運輸委員長の重任にあたられました　元議員多田省吾君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

人事異動

内閣

柴﨑　二郎　伊藤　誠　川田　正博

渡邉　修介　江川　明夫

特命全権大使に任命する（各通）（九月十日）

（国際連合日本政府代表部在勤）

特命全権大使　西田　恒夫

（軍縮会議日本政府代表部在勤）

同　須田　明夫

中東地域及び欧州地域に関連する諸問題に関し，関係国政府等と交渉するための日本政府代表

（外務省参与）　飯村　豊

佐藤啓太郎

国際連合第六十五回総会日本政府代表を命ずる

期間は本件総会会期終了の日までとする（各通）

（総合外交政策局長）外務事務官　鶴岡　公二

佐渡島志郎

長嶺　安政

松富　重夫

（大臣官房地球規模課題審議官）

同　杉山　晋輔

国際連合第六十五回総会日本政府代表代理を命ずる

期間は本件総会会期終了の日までとする（各通）

（大学教授）　篠原　梓

（生物多様性条約第十回締約国会議担当）特命全権大使　荒木喜代志

（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長）外務事務官　宮川眞喜雄

（中東アフリカ局アフリカ審議官）同　草賀　純男